

公立大学法人京都市立芸術大学中期目標期間見込評価の評価方針及び評価方法

1 趣旨

公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の第2期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間に係る業務実績に関する評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）については、以下に示す評価の基本方針及び評価の方法により実施する。

2 評価の基本方針

- （1）中期目標の達成に向け、法人の中期計画の達成見込を確認する。
- （2）評価に当たっては、法人の教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮するとともに、総合的かつ効率的に行うこととする。
- （3）評価を通じて、法人の中期目標の達成見込をわかりやすく示し、市民への説明責任を果たす。
- （4）次期中期目標の策定や、大学運営の改善等に資するものとする。

3 評価の方法

法人が提出する「中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績（見込）報告書」（以下「報告書」という。）に基づいて、中期計画の項目ごとに達成状況を確認する「項目別評価」と、その結果等を踏まえつつ、中期計画の達成状況全体について総合的に評価する「全体評価」により行う。

4 評価の手順

（1）項目別評価

ア 法人による自己点検・評価

法人が作成した中期計画の項目ごとに、第2期中期計画終了時に見込まれる進捗状況という視点から、法人自らが、以下の4段階の区分により、達成状況进行评估し、報告書（項目別実施状況）を作成する。

なお、全体的な状況についても、項目別実施状況やこれまでの年度評価における指摘事項等を踏まえ、第2期中期計画終了時に見込まれる達成状況进行评估し、報告書（全体的実施状況）を作成する。

評価区分	第2期中期計画終了時の実施状況
Ⅳ	中期計画を上回って実施できる見込み
Ⅲ	中期計画を十分に実施できる見込み
Ⅱ	中期計画を十分には実施できない見込み
Ⅰ	中期計画を実施できない見込み

イ 評価委員会による検証

評価委員会は、法人から提出を受けた報告書に基づき、中期計画の項目ごとに、法人の自己評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証し、達成状況について上記の４段階で評価を行うとともに、法人による自己評価と評価委員の判断が異なる場合には、その理由等を示す。

ウ 評価委員会による評定

上記イの検証を踏まえ、中期目標の次の項目ごとに、以下の５段階により達成状況の評価するとともに、特筆すべき点や改善が望まれる点にコメントを付す。

【項目一覧】

第１	大学の教育研究等の質の向上に関する目標
第２	業務運営の改善及び効率化に関する目標
第３	財務内容の改善に関する目標
第４	自己点検・評価及び情報の提供に関する目標
第５	キャンパス移転に向けた取組の推進に関する目標
第６	その他の業務運営に関する重要目標

【評価基準】

ランク	評定	判断基準（目安）
S	中期目標の達成状況の見込が非常に優れている	評価委員会が特に認める場合
A	中期目標の達成状況の見込が良好である	すべてⅣ又はⅢ
B	中期目標の達成状況の見込が概ね良好である	Ⅳ又はⅢの割合が９割以上
C	中期目標の達成状況の見込が不十分である	Ⅳ又はⅢの割合が９割未満
D	中期目標の達成のためには重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

※上記の判断基準は目安であり、社会情勢等の変化による進捗の遅れ等を勘案し、総合的に判断する。

(2) 全体評価

項目別評価結果及び報告書の「全体的実施状況」欄の総括的な記述等を踏まえ、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績全体について、記述式により総合的に評価する。

なお、評価を通じて得られた大学運営に関する課題や改善事項等についても、併せて記載するものとする。

また、評価制度が大学運営の検証という役割に加えて、大学の活動状況を市民に公表する役割も担っていることから、大学の特色ある取組や工夫等については、積極的に評価するものとする。

5 法人の意見申立て機会の付与

評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、法人に中期目標見込評価結果案を示し、意見申立ての機会を付与する。

6 評価結果の決定・公表

- (1) 評価結果は、法人に通知する。
- (2) 評価委員会は、必要があると認めるときは、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行う。
- (3) 評価委員会は、前2号の中期目標見込評価結果及び改善勧告の内容を市長に報告するとともに公表する。
- (4) 市長は、前号の報告を受けたときは、議会に報告する。

7 評価スケジュール

令和4年6月	報告書作成，提出（法人）
7～8月	中期目標期間見込評価の実施（評価委員会）
9月	中期目標期間見込評価結果の市長への報告等（評価委員会）

案

公立大学公人京都市立芸術大学

第2期中期目標期間（平成30年度～令和5年度）

業務実績（見込）報告書

令和4年 月

公立大学法人京都市立芸術大学

□ 法人の概要

※以下の情報を基本とし、簡潔に記載する。

- ・ 基本的情報（法人名，所在地，設立団体，設立年月日，沿革等）
- ・ 組織・人員情報（組織図，役員名簿，教職員数等）
- ・ 学生に関する情報（学部等の構成，学生数等）

□ 全体的実施状況

※項目別実施状況やこれまでの年度評価における指摘事項等を踏まえつつ，業務の全体的な達成状況について記載する。

□ 項目別実施状況

中期目標	第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (1) 教育の内容と成果に関する目標	大学の教育・研究理念，目的を踏まえて策定された三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位認定に関する方針），カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針），アドミッション・ポリシー（入学者受入方針））に基づく，体系的で組織的な教育を実施し，世界にはばたく芸術家をはじめ，社会に創造的な活力をもたらす人を育成する。 ア 学部教育 少人数教育と実践的教育を通して，確かな技能，技術と共に，幅広い教養も修得させ，創造性と豊かな感性を併せ持った人を育成する。 イ 大学院教育 高い水準の専門的研究教育を通して，高度な技能，技術及び豊かな教養を修得させ，国際感覚を兼ね備え，次代の文化芸術を先導するとともに社会に創造的な活力を与える人を育成する。
------	---	---

中期計画	第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 教育の内容と成果に関する目標を達成するための措置 ア 教育の内容と成果の充実を図るための取組
------	--

No.	中期計画	平成30年度～令和3年度の取組	令和4年度～令和5年度の取組予定	自己評価
1	(ア) 学部教育に関する取組 少人数教育の利点を活かして学びの質を高めるとともに，多様な実践的教育を通して学びの幅を広げる取組を進める。また，領域横断的な教育の推進はもとより，大学移転を見据え京都に集積する優れた資源を活用し，確かな技能，技術及び幅広い教養を修得させ，創造性と豊かな感性を併せ持った人材を育成する。また，実技と学科の有機的な連携をもとに，国際的視野に立った幅広い思考力，コミュニケーション能力や，自由で豊かな発想力の育成を目指し，カリキュラム・ポリシーに基づきカリキュラムの改善を図るなど，学部教育の充実に向けた各種取組を着実に進める。			

2	(イ) 大学院教育に関する取組 質・水準とともに高度な専門的研究教育を通して、高度な技能、技術及び幅広い豊かな教養を修得させる。また、実践を重視した教育研究を推進するとともに、国際感覚を兼ね備え、次代の芸術文化を先導し社会に創造的な活力を与える優れた専門家を育成する。教育研究の更なる充実のため、カリキュラム・ポリシーを踏まえつつ、科目内容、指導体制、運営体制等について時代の変化等に応じた検証を行い、各種取組を着実に進める。			
3	(ウ) 成績評価、学位授与を行うための取組 成績評価基準及びディプロマ・ポリシーに基づく学位授与基準について検証し、必要に応じて改善を行うとともに学修の成果の把握に努める。			

第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

平成30年度～令和3年度までの実績

第8 短期借入金の限度額

中期計画		平成30年度～令和3年度の実績
1	短期借入金の限度額 2億円	
2	想定される理由 運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。	

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画		平成30年度～令和3年度の実績
第9	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 予定なし	

第10 剰余金の使途

中期計画	平成30年度～令和3年度の実績
第10 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、使途を把握し、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	

第11 その他

中期計画	平成30年度～令和3年度の取組	令和4年度～令和5年度の取組予定
1 施設・設備に関する計画 第5 「キャンパス移転に向けた取組の推進に関する目標を達成するための措置」及び第6 1「施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり。	第5 「キャンパス移転に向けた取組の推進に関する目標を達成するための措置」及び第6 1「施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり。	第5 「キャンパス移転に向けた取組の推進に関する目標を達成するための措置」及び第6 1「施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり。
2 人事に関する計画 第2 2「組織力の向上に関する目標を達成するための取組」に記載のとおり。	第2 2「組織力の向上に関する目標を達成するための取組」に記載のとおり。	第2 2「組織力の向上に関する目標を達成するための取組」に記載のとおり。

案

**公立大学法人京都市立芸術大学
第2期中期目標期間業務実績(見込)評価書
(平成30年度～令和5年度)**

令和4年 月

**公立大学法人京都市立芸術大学
評価委員会**

I 評価方法

1 評価の構成

「項目別評価」及び「全体評価」による。

2 項目別評価

(1) 法人による自己評価

法人が作成した中期計画の項目ごとに、第2期中期計画終了時に見込まれる進捗状況という視点から、法人自らが、以下の4段階の区分により、達成状況を評価し、報告書を作成する。

なお、「全体的な状況」についても、これまでの年度評価における指摘事項等を踏まえ、第2期中期計画終了時に見込まれる達成状況を評価し、報告書を作成する。

【評価基準】

評価区分	第2期中期計画終了時の実施状況
Ⅳ	中期計画を上回って実施できる見込み
Ⅲ	中期計画を十分に実施できる見込み
Ⅱ	中期計画を十分には実施できない見込み
Ⅰ	中期計画を実施できない見込み

(2) 評価委員会による検証

評価委員会は、法人から提出を受けた報告書に基づき、中期計画の項目ごとに、法人の自己評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証し、達成状況について上記の4段階で評価を行うとともに、法人による自己評価と評価委員の判断が異なる場合には、その理由等を示す。

(3) 評価委員会による評定

上記イの検証を踏まえ、中期目標の次の項目ごとに、以下の5段階により達成状況を評価するとともに、特筆すべき点や改善が望まれる点にコメントを付す。

【項目一覧】

第1	大学の教育研究等の質の向上に関する目標	[NO. ~ NO.]
第2	業務運営の改善及び効率化に関する目標	[NO. ~ NO.]
第3	財務内容の改善に関する目標	[NO. ~ NO.]
第4	自己点検・評価及び情報の提供に関する目標	[NO. ~ NO.]
第5	キャンパス移転に向けた取組の推進に関する目標	[NO. ~ NO.]
第6	その他の業務運営に関する重要目標	[NO. ~ NO.]

【評価基準】

ランク	評定	判断基準(目安)
S	中期目標の達成状況の見込が非常に優れている	評価委員会が特に認める場合
A	中期目標の達成状況の見込が良好である	すべてⅣ又はⅢ
B	中期目標の達成状況の見込が概ね良好である	Ⅳ又はⅢの割合が9割以上
C	中期目標の達成状況の見込が不十分である	Ⅳ又はⅢの割合が9割未満
D	中期目標の達成のためには重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

※上記の判断基準は目安であり、社会情勢等の変化による進捗の遅れ等を勘案し、総合的に判断する。

3 全体評価

項目別評価結果及び報告書の「全体的な状況」欄の総括的な記述等を踏まえ、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績全体について、記述式により総合的に評価する。

なお、評価を通じて得られた大学運営に関する課題や改善事項等についても、併せて記載するものとする。

また、評価制度が大学運営の検証という役割に加えて、大学の活動状況を市民に公表する役割も担っていることから、大学の特色ある取組や工夫等については、積極的に評価するものとする。

Ⅱ 評価結果

□ 全体評価

□ 項目別評価

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

(1) 達成状況見込の確認結果

評価	
----	--

(2) 評価の内訳

(3) 業務の進捗状況に関するコメント, 特筆すべき点, 遅れている点等

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 達成状況見込の確認結果

評価	
----	--

(2) 評価の内訳

(3) 業務の進捗状況に関するコメント, 特筆すべき点, 遅れている点等

第3 財務内容の改善に関する目標

(1) 達成状況見込の確認結果

評価	
----	--

(2) 評価の内訳

(3) 業務の進捗状況に関するコメント, 特筆すべき点, 遅れている点等

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

(1) 達成状況見込の確認結果

評価	
----	--

(2) 評価の内訳

(3) 業務の進捗状況に関するコメント, 特筆すべき点, 遅れている点等

第5 キャンパス移転に向けた取組の推進に関する目標

(1) 達成状況見込の確認結果

評価	
----	--

(2) 評価の内訳

(3) 業務の進捗状況に関するコメント, 特筆すべき点, 遅れている点等

第6 その他業務運営に関する重要目標

(1) 達成状況見込の確認結果

評価	
----	--

(2) 評価の内訳

(3) 業務の進捗状況に関するコメント, 特筆すべき点, 遅れている点等

公立大学法人京都市立芸術大学第3期中期目標（R6～R11）策定に向けて

第3期中期目標の策定に当たっては、過去2期の目標設定の考え方や業務実績評価、大学を取り巻く状況を踏まえ、これまでの継承だけでなく、新キャンパスへの移転を機に、文化芸術と経済の融合、地域まちづくりへの貢献、世界への飛躍など、法人に期待される役割にも的確に応える目標を市として設定する。

今後、評価委員会からの意見も踏まえつつ、市と法人間で十分な議論を行い進めていく。

1 第3期中期目標策定に当たっての基本的な考え方

本市は、法人の取り組むべき内容について、公立大学としての意義を念頭におき、過去2期中期目標期間における達成状況を踏まえつつ、新キャンパスへの移転を機に、法人に期待される役割にも的確に応え、魅力的な大学として、存在感を発揮するための基本目標を策定する。

目標の策定に当たっては、令和4年度に実施する「中期目標の期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に係る評価」（見込評価）の結果を踏まえるものとする。

また、個別の項目については、第2期中期目標の構成を継承しつつ、本市として取組の強化を期待する項目を目標に設定する。

【基本目標】

- 今後の本市・法人を取り巻く状況を踏まえつつ、市民に愛され、市民が誇りうる、市民に貢献する、そして発展する「文化芸術都市・京都」の新たなシンボルゾーンの核となる公立の芸術大学として、その存在感を発揮する目標を設定する。

【個別に留意する点】

- 文化芸術の振興発展に果たすべき京都の役割が高まっていることを踏まえ、公立の芸術大学としての役割を果たしながら、世界に冠たる芸術大学として更なる飛躍を目指し、その存在感を大きく発揮していくために取り組むべき内容を検討する。
- 地域に開かれた大学として、地域まちづくりへの貢献はもとより、社会全体への貢献といった視点を持ち、目標への反映を検討する。
- 新しい芸術の可能性を追求し、産業の振興にも寄与するため、様々な関係団体などとの連携を推進し、文化芸術と経済・ビジネスとの融合など、新たな価値の創造を図れるような目標を検討する。
- コンプライアンス推進体制の強化、個人情報や知的財産権保護等に関する意識の向上・仕組みづくりに向け、取り組むべき内容を検討する。

- 社会の変革を捉え、DX（デジタルトランスフォーメーション）、ダイバーシティ等を取り入れた教育環境の創出や、社会での経験を踏まえ、創造性・感性・デザイン性など新たな価値を創造し、活力をもたらす人の育成について検討する。
- 運営費交付金については、本市の危機的な財政状況を踏まえ、第3期中期目標の達成に資する算定基準を検討する。

【その他】

- 国等の高等教育に関する動向や、国立大学法人、他公立大学法人の中期目標の策定状況も参考に検討を進める。
- 令和3年度に受審した大学機関別認証評価の結果も踏まえ、教育・研究について記載すべき内容を検討する。

2 第3期中期目標策定の進め方・スケジュール

- 本市は、法人の取組状況を聴取しつつ、骨子、中間案、最終案を策定し、その段階ごとに、専門的・総合的視点を有する評価委員会等の意見や助言を得て進める。

- 策定までのスケジュール

<令和3年度>

日程	内容
2月	第2回評価委員会 第3期中期目標策定に向けて

<令和4年度>

日程	内容
7月	第1回評価委員会 第2期中期目標期間業務実績の見込評価
12月	第2回評価委員会 第3期中期目標策定に向けた課題整理 第3期中期目標骨子作成
3月	第3回評価委員会 第3期中期目標（案）について

<令和5年度>

日程	内容
6月	第3期中期目標（案）に対する法人からの意見聴取 第3期中期目標（案）に対する市民意見の募集
7月	第1回評価委員会 第3期中期目標（最終案）について 第3期中期計画（案）について
10月	第3期中期目標の議決
11月	第3期中期目標の指示
12月	第2回評価委員会 第3期中期計画（最終案）について
3月	第3期中期計画の認可